

議 案 第 76 号

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市の基準の見直しをするため。

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第32条第2項及び第56条第2項中「章」を「節」に改める。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第80条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第80条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第81条第2項に次の1号を加える。

(6) 第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第80条第2項」に改める。

第110条中「及び第79条」を「、第79条及び第80条」に改め、「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」との次に「、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護の活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」を加える。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第80条第2項」に改める。

第130条中「第79条」の次に「、第80条第1項から第4項まで」を加え、「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に改め、「第7章第4節」との次に「、第80条1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護の活動状況」とあるのは「活動状況」とを加え、「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第80条第2項」に改める。

第151条中「第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第8

0条第1項から第4項まで及び第101条」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等」を「第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第178条第2項第7号中「第107条第2項」を「第80条第2項」に改める。

第179条中「第107条第1項から第4項まで」を「第80条第1項から第4項まで」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等」を「第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護」に改める。

第191条中「第107条第1項から第4項まで」を「第80条第1項から第4項まで」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等」を「第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第80条第2項」に改める。

第204条中「第79条」の次に「、第80条」を加え、「及び第102条から第108条まで」を「、第102条から第106条まで及び第108条」

に、「とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「指定認知症対応型通所介護の活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令に規定する別段の申出を行った上で、同年4月1日から松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。